相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市晴見町三丁目一九番地の一、最後の住所群馬県渋川市渋川四四一八番地あけぼのホーム　被相続人　亡　兼平　昭義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日

群馬県高崎市下滝町三三四番地

相続財産管理人　渡邉　俊裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　鈴木吉十郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日

事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番

地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　五十畑勇右衛門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日

事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番

地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　小堀　平吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日

事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番

地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　橋本弥三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日

事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番

地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　田部井安兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日

事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番

地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　鈴木紋次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日

事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番

地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　清水吉右衛門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日

事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番

地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　清水総次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日

事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番

地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　清水国三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日

事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番

地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　中里　金藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日

事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番

地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　中里弥五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日

事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番

地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　野本喜十郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日

事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番

地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明

被相続人　亡　野本　留吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日

事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番

地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一